

監査第 86 号

平成 20 年 8 月 12 日

四日市市長 井上 哲夫 様

四日市市監査委員	伊藤 晃
同	松岡 光代
同	野呂 泰治
同	竹野 兼主

経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定に基づき算定された平成 19 年度資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成 19 年度 経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条の規定に基づき算定された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成 19 年度四日市市立四日市病院事業会計
平成 19 年度四日市市水道事業会計
平成 19 年度四日市市下水道事業会計
平成 19 年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計
平成 19 年度四日市市農業集落排水事業特別会計

2 審査の期間

平成 20 年 7 月 24 日から平成 20 年 8 月 8 日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された平成 19 年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、決算書、関係書類等の計数突合、証憑突合等の照合方法により実施した。また、財政状況を把握するため、関係職員から説明を聴取して行った。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

公 営 企 業 会 計	平成 19 年度	経営健全化基準	備 考
四日市市立四日市病院事業	%	% 20.00	
四日市市水道事業		20.00	
四日市市下水道事業		20.00	
四日市市食肉センター食肉市場		20.00	
四日市市農業集落排水事業		20.00	

(2) 個別意見

病院事業、水道事業、下水道事業及び食肉センター食肉市場特別会計並びに農業集落排水事業特別会計の平成 19 年度資金不足比率は、それぞれの会計において資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、経営健全化基準の 20.0%を下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 所 見

資金不足比率は、各会計とも資金剰余の状況であり、経営健全化基準を下回り良好な状態にあると判断されるが、複式簿記を導入している病院事業、下水道事業においては、損益計算上、赤字となっている。

従って、資金バランス面のみでなく損益計算面からの見極めも含めて経営の改善・健全化に努めることが望ましい。